

床用現場接着剤認定基準

1. 目的

この認定基準は、床用現場接着剤認定規程（HW-接着剤 001-2013）（以下「規程」という）第 15 条の規程に基づき、認定の可否についての判定の基準を定めるものである。

2. 認定の方法

（公財）日本住宅・木材技術センター理事長は、3. に規定する認定基準により、床用現場接着剤を認定する。

3. 認定基準

床用現場接着剤の接着性能は、別に定める「床用現場接着剤の性能試験方法」により、次の性能を有していること。

(1) 性能

- ① 接着せん断性能
- ② 耐久性能

(2) 判定基準

① 接着せん断性能

試験項目	接着せん断強度
ア) 湿潤材試験	平均値が 1.1 N/mm ² 以上
イ) 凍結材試験	〃 0.7 N/mm ² 以上 (構造用二類には適用しない)
ウ) 乾燥材試験	〃 1.1 N/mm ² 以上
エ) すきま充填性試験	〃 0.7 N/mm ² 以上

② 耐久性能

- ア) 耐水性試験 乾湿繰り返し試験により、試験片の 90% 以上に接着剤のはくりが認められないもので、接着せん断強度が平均値で 1.1 N/mm² 以上。
- イ) 耐酸素老化試験 直径 6 mm の丸棒に、接着剤フィルムを巻き付け、割れを生じないこと。

制定 昭和 54 年 7 月 7 日
改正 平成 15 年 6 月 16 日
改正 平成 25 年 4 月 1 日